

## 徳島県立三好病院患者用インターネット無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、患者の利便性の向上を図ることを目的として徳島県立三好病院（以下、「病院」という。）が提供する無線LANによるインターネット接続サービス（以下、「本サービス」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

### (規約等の同意)

第2条 本サービスを利用する者（以下、「利用者」という。）は、本規約に同意しなければ本サービスを利用できない。

2 本サービスを利用した者は、本規約に同意したものとみなす。

### (端末)

第3条 本サービスは、利用者の私有端末で利用できるものとする。

2 端末設定は、利用者が行うものとする。この場合、端末、OS、ソフト等によっては、当サービスの利用や当該ソフト等が利用出来ない場合がある。

3 病院は、端末等の貸し出しや、利用者の端末の設定等の対応は行わない。

### (利用料金)

第4条 本サービスの利用料金は無料とする。但し、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、当然に当該利用者が費用を負担するものとする。

### (利用時間)

第5条 本サービスの利用時間は、6時から21時とする。

### (禁止事項)

第6条 本サービスの利用にあたっては、次の行為を禁止する。

- (1) 他者の著作権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 他者の財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為またはそのおそれがある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為、又はそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他者に提供する行為

- (6) 犯罪的行為、又はそのおそれがある行為、もしくは犯罪的行為に結びつく行為
- (7) 選挙運動、又はこれに類する行為
- (8) 性風俗、宗教または政治に関する行為
- (9) ID又はパスワードを不正に使用する行為
- (10) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用又は提供する行為
- (11) 特定または不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (12) 大音量での音楽・動画再生、大量データのダウンロードにより通信回線に負担をかける等、他の利用者に対して迷惑になる行為
- (13) SSID、暗号化キー及びパスワードの第三者への漏洩
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、もしくは違反するおそれがある行為または病院が不適切と判断する行為

(アクセスログの記録及び利用制限等)

第7条 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録することができる。

- 2 病院は、特定のサイトやサービスへの接続制限や、特定の利用者・端末による接続制限、帯域制限及びセッション制限など、利用を予告なく制限することがある。
- 3 利用者の病状等により主治医の判断で利用を制限することがある。

(運用の停止、中止)

第8条 病院は、次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの停止、中止を予告なくすることができる。

- (1) 本サービスのシステム保守又は工事を行うとき
- (2) 本サービスの設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院の運用上病院が必要と認めるとき

(免責等)

第9条 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の端末のウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩、その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、病院はその責を一切負わない。

- 2 病院は、本サービスのサービス内容、利用者が本サービスを通じて取得する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

- 3 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院はその責を一切負わない。
- 4 本サービスは、常時の接続や通信速度を保証するものではない。

(管轄)

第10条 本サービスの利用に関して、病院と利用者間に生ずるすべての紛争については、徳島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規約の変更)

第11条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

附 則

この規約は、令和4年5月9日から施行する。